

〔江家次第第十七〕立后事

藏人令持御椅子一脚、略大床子二脚、塵褥、螺鈿、繪、高、師子形二、御插鞋一足、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

きさきだちの日は、にしはれなれば、にしのまに大さうじをたてらるれば、もやのてうどは御帳のひんがしにわたしてたつるなり、

〔禁秘御抄上〕清涼殿

大床子三脚、敷高麗非疊、端ヲ疊ノ弘サニシテ、有裏圓座一ツ、脇息一ツ、善政〇ニ以中略一爲

朝餉

几帳一、大床子二脚、一者在御手水間〇中略

御手水間

一間、兼朝餉爲中障子、立置物厨子、一其北立大床子一、上有圓座、

〔源氏物語桐壺〕ものなどもきこしめさず、あさがれるのけしきばかりふれさせ給て、大床子の御

ものなどは、いとほるかにおぼしめしたれば、はいせんにさぶらふかぎり、は心ぐるしき御けしきをみたてまつりなげく、

〔河海抄桐壺〕大床子のおもの 天子のつかせ給床子也、〇下

〔榮花物語玉二十九〕もとすませ給し西の御方はさまざま、方々の御讀經所なれば、このたびは東の

ひさしにもやの大床子たてたるをぞかへしつらはせ給へり、

〔權記〕正暦五年八月廿八日、今日有大臣召事、南殿御裝束如例、南廂自額東間以西懸御簾、内立大床

子敷、毯代、後立御屏風、

長保二年二月廿五日癸酉、此日立后、〇圓融后、此間仰藏人則隆差出納、令奉中宮大床子二脚、師子